

埼例規第20号・少

昭和59年4月27日

埼玉県警察本部長

図書等販売営業所等立入調査実施要領の制定について（例規通達）

（概要）

本通達は、埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号）及び埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和58年埼玉県規則第45号）の規定に基づく立入調査員の指定手続及び立入調査の実施に関し、必要な事項を定めている。